

## 高知市「週休2日制工事」実施要領（営繕工事編）

### （趣旨）

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市が発注する営繕工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他これらに準ずるもの。）において、原則土曜日及び日曜日を休工日とする「週休2日制工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

#### （1） 休工日

「休工日」とは、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された日をいう。

#### （2） 祝日

「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、元日は除く（第5条において年末年始休暇6日間に含むものとする。）。

#### （3） 週休2日

ア 「完全週休2日」（以下、「週単位の週休2日」という。）とは、原則、対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を休工日とし、2日以上 of 休工日を確保している状態をいう。

イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月ごとに、「休工日数の割合」（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休工日を確保している状態をいう。

ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

エ 「週単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、「通期の週休2日」を達成したものとみなす。

#### （4） 週休2日の選択方式

##### ア 選択Ⅰ型

受注者が工事着手前に週単位の週休2日の実施について発注者と協議を行い選択する方式。月単位の週休2日の実施は必須とする。

##### イ 選択Ⅱ型

受注者が工事着手前に週単位の週休2日又は月単位の週休2日の実施について発注者と協議を行い選択できる方式。通期の週休2日の実施は必須とする。

### （対象工事）

第3条 原則、高知市が発注する全ての営繕工事を対象とする。ただし、現場施工日数が7日

未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む。）については対象外とする。

（発注方式）

第4条 請負対象金額 1,000 万円以上（第8条に規定する経費補正前の額とする。）の工事については選択Ⅰ型、それ以外については選択Ⅱ型による方式を基本とする。

（対象期間）

第5条 週休2日の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など。）は含まない。

（休工日の確保）

第6条 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、監督職員と協議した上で、休工日を振り替えできるものとし、その場合も週休2日制工事として認めるものとする。

2 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合も週休2日制工事として認めるものとする。

3 分離発注の場合は、各発注工事単位で休工日を確保するものとする。

4 休工日の振り替えは、月単位の場合は同一月内、週単位の場合は同一週内に限る。ただし、災害対応等など、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

5 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

（実施方法）

第7条 受注者は、契約後速やかに休工日の予定を記載した計画表を提出し、週休2日の実施について監督職員と協議を行う。

受注者は、各方式において週休2日の実施を選択する場合、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

また、受注者は工事完成前に実績の工程表を提出するものとする。なお、週休2日制工事の実施にかかり契約工期の変更はしないものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の実施にあたって、特記仕様書（共通編）に週休2日制工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方（[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html)）等に

基づき、全体工期のしわ寄せがないよう適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」(<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>)を参考とした工期を設定する。

- 3 受注者は、週休2日制工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。  
(別紙3参照)
- 4 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場で作業を行わないよう要請するものとする。
- 5 受注者は、第6条第1項の規定により、休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面(電子メールを含む。)で提出するものとする。
- 6 受注者は、第6条第2項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、速やかに書面(電子メールを含む。)により発注者に報告するものとする。
- 7 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 8 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(積算方法等)

- 第8条 選択Ⅰ型にあつては、発注者は別紙4に掲げる月単位の週休2日の補正を行ったうえで発注するものとし、協議により週単位の週休2日の取組を行う場合は、実施状況を確認のうえ、別紙4に掲げる週単位の週休2日にかかる現場管理費の補正分を増額する。なお、月単位の週休2日を満たさない場合又は工期内に完成できない場合は、労務費の補正分を減額する。
- 2 選択Ⅱ型にあつては、発注者は補正を行わず発注するものとし、協議により週休2日の選択方式の取組を行う場合は、実施状況を確認のうえ、別紙4に掲げる補正分を増額する。ただし、工期内に完成できない場合は、増額の対象としない。
  - 3 第1項又は前項の規定は、工事着手前までに週休2日の実施について協議が整わなかったものは、増額の対象としない。

(工事成績評定)

第9条 週単位又は月単位の週休2日を達成した工事については、加点評価を行う。

なお、達成できなかった場合であっても、原則として減点を行わない。ただし、受注者に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合、又は実施状況が通期の週休2日を満たさない場合には、減点措置を行うことがある。

(アンケート調査等)

第10条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者

はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第 11 条 週休 2 日制工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(特例)

2 この要領は、この要領の施行の前日に施行された高知市請負工事監督実施要領の一部を改正する要領等についても適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

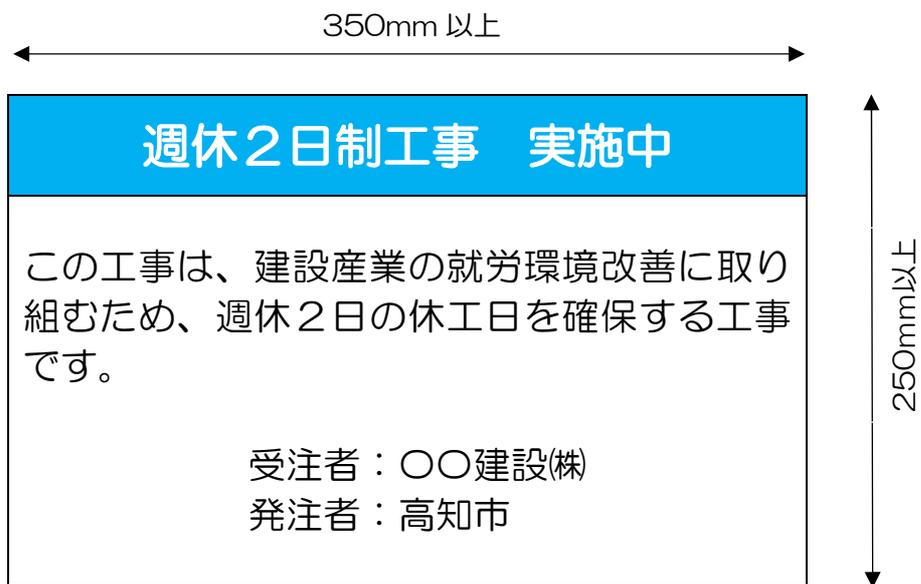
3. 「週休 2 日制工事」の実施について

- ・ 選択－ I 型
- ・ 選択－ II 型

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休 2 日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休 2 日制工事」実施要領（営繕工事編）による。

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html>)





※受注者は、工事現場の見やすい位置に PR 看板を設置するものとする。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

## 1 週休 2 日制工事における労務費及び現場管理費の補正係数について

表－1 週休 2 日制工事における労務費及び現場管理費の補正係数

	補正係数		
	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
労 務 費	1.02	1.02	なし
現場管理費	1.01	なし	なし

週単位の週休 2 日：第 2 条（3）アによる。

月単位の週休 2 日：第 2 条（3）イによる。

通期の週休 2 日：第 2 条（3）ウによる。

現場閉所率は次式により算出する。

$$\text{現場閉所率} = \text{対象期間内の休工日数} / \text{対象期間内の日数} \times 100(\%)$$

※小数点第 2 位を切り捨てる。

## 2 単価の補正方法等

## (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、表－1 の補正係数を乗じたものを使用する。

## (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価）

市場単価と補正市場単価は、表 A－2、表 E－2 及び表 M－2 の補正率を用いて、以下の式により算出する。

## 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

## 【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(※) 執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 9（2）ロの表 A－1、表 E－1 及び表 M－1 の改修補正率によらず、本要領の表 A－2、表 E－2 及び表 M－2 の改修補正率を用いること。

(3) 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算出する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格× 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格× 改修補正率

(4) 単位施工単価

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下、「ベース単価」という。）に含まれる労務単価に表-1の補正係数を乗じて補正して算出する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下、「シフト単価」という。）については、以下の式のとおり補正して算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用いた算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用いた算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

なお、補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	週単位及び月単位の週休2日制工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製ｺﾝｸﾘｰﾄ	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	1.01	1.10
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表 E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	週単位及び月単位の週休2日制工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表 M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	週単位及び月単位の週休2日制工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22